登録認証機関の業務規程作成のポイントを

改訂しました!!



認証機関 業務規程作成のためのポイント (飲食料品) 認証機関 業務規程作成のためのポイント (地鷚肉・有機・生産情報) 認証機関 業務規程作成のためのポイント (林産物·畳表)

令和7年5月発行

- 業務規程を作成するにあたり、ポイントがひとめでわかる。
- 省令やISO要求項目の関連がわかる。

令和 7 年 5月版

認証機関 業務規程作成のためのポイント

A4 版 36~37 ページ 定価:本体 1,650 円 (税込)

会員(賛助会員含む)は、20%引きにて販売します。

- 令和7年5月に改正されたJAS法施行規則にもとづき、新しく定められた内容を盛り込み改訂しました。
- 登録認証機関になる予定の機関だけでなく、既存認証機関の業務規程の変更時のチェック用にも活用できます。

出	版物中込書		※一般社団法人日本農林規格協会(JAS 協会)宛に FAX 03-3249-9388 送信してください。	事務局 記入欄
注文数量	「飲食料品」 「地鶏肉・有機・生産情報」 「林産物」	× _ × _ × _		金額
団体·企業名			部署名	受付No.
氏名			e-mail	受付日 <i>/</i>
住所	∓ -			受注 確認日 <i>/</i>
TEL			FAX	入金 確認日 <i>/</i>
JAS 会員番号			※会員の方はご記入下さい	発送日 /

- ■お申込の流れ■ <mark>「お客様</mark>」お申込→ [JAS 協会] 受注確認のご連絡→ <mark>「お客様</mark>」 お支払→ [JAS 協会] 入金確認後発送
- ■お 問 合 せ■ 一般社団法人日本農林規格協会(JAS 協会) ☎03-3249-7120

、欄

【冊子のご紹介】

「認証機関 業務規程作成のポイント」は登録認証機関の業務規程の参考となるべく従来から当協会にて発行している冊子です。

今回令和7年5月に改正されたJAS法施行規則をふまえ、その内容を加え改訂した令和7年5月版を作成しました。

これから登録認証機関になろうとされる団体、及び登録認証機関で、改正された法律や省令に今の業務規程が対応できているかどうかのチェックをされる方にお勧めの冊子です。

【改訂の概要】

当冊子は、従来同様「飲食料品」、「地鶏肉・有機・生産情報」、「林産物・畳表」の 3 部を作成しています。変更点は以下の通りです。

<令和7年2月 変更点>

施行規則第48条第1項の改正に基づき、認証機関から取消しを受ける直前に自ら廃止届を提出した認証事業者に対して、一定期間、認証申請の受付ができなくなることを加筆したものです。

<令和7年5月 変更点>

施行規則第49条第3項の改正に基づき、認証機関から取消しを受ける直前に自ら廃止届を提出した 認証事業者に関する情報を、独立行政法人農林水産消費安全技術センターを経由して農林水産大臣 に遅滞なく報告することを加筆したものです。

【レイアウト】

従来通り左欄に、業務規程のひな形を、右欄に作成のポイントの解説及び参照する省令、ISO の項番が記載されています。

【サンプル】

(認証事項の確認)

- 第36条 本会は、認証製造業者が、その後も継続して認証の技術的基準を満たしていること並びにJASに適合する製品を供給する能力を維持していることを確認するため、別に定める認証事項確認調査マニュアル及び製品検査マニュアルに基づき、書類及び実地における認証事項の確認調査並びにJAS格付製品のJASへの適合性の確認検査を行うものとする。
- 2 認証事項の確認の頻度は、認証年月日又は前回の認証 事項の確認調査日(第37条及び第38条の規定による 臨時確認調査を除く。)からおおむね1年を超えない期間 内とする。
- 3 認証事項の確認に係る実施方法は、第24条第5項から第30条の規定に準じて行うこととするが、第26条の規定によらず事前の通知なしに調査を行うことができるものとし、第27条第4項の規定によらず製品検査の試料は可能な限り市場で購入するものとする。

(認証事項の確認)

- 1 認証事項の確認はおおむね年に1回認証時の審査の方法に 準じて行うこととする。
- 2 認証事項の確認調査結果に基づき調査報告書を作成し、引き続き認証の技術的基準に適合及びJASに適合する製品を供給する能力を維持しているかどうか判定を行うこととしていること。
- 3 製品の確認検査のサンプルは市場又は実地調査時に購入するものとする。
- 4 製品検査はJAS製品がJASに適合しているかどうかを JASに定める方法で測定すること等により行う。
- 5 確認調査を定期的に行う調査に加え、無通告で行う手順を 認証事項確認調査マニュアル及び製品検査マニュアルに定 めておくこと。

7.9.1 注記 2 省令第 48 条第 1 項第 2 号へ

7. 9. 3, 7. 9. 4, 7. 9. 1

平成 18 年農林水産省 告示第 217 号 省令第 48 条第 1 項第 2 号へ、ハ 7.9.3

省令第 48 条第 1 項第 2 号二

Q&A 問 16~問 21